

毎月勤労統計調査 特別調査



平成25年8月実施!



厚生労働大臣が指定した調査区内の事業所のうち、労働者数が1～4人の事業所が対象となります。



<毎月勤労統計調査 特別調査とは?>

毎月勤労統計調査では、労働者5人以上の事業所を対象としており、この調査でカバーされない労働者1～4人の事業所の状況を明らかにするために、年1回7月分について、全国規模で特別調査を実施しています。

調査の結果は、各種の労働施策を円滑に推進していくための基礎資料として、行政施策の企画・立案に役立てられています。

統計調査員が、調査区内の全ての事業所を訪問し、労働者数が1～4人の事業所には雇用内容について、調査票へ記入をお願いさせていただきます。

事前のご連絡なしに訪問しますが、調査の趣旨をご理解のうえ、ご回答をお願いします。

統計調査員は顔写真付き「統計調査員証」を携帯しています。

万一、統計調査を語る不審な電話や訪問がありましたら、大阪府総務部統計課までお問い合わせください。



調査票にご記入いただいた内容は、統計作成の目的以外に使用することはありません。

統計調査員や調査関係者が調査で知り得た情報を他に漏らすことは、統計法によって固く禁じられています。秘密の保護には万全を期していますので、調査へのご協力をお願いいたします。

調査に関する詳しい内容は・・・

毎勤特別

検索

(お問い合わせ先) 大阪府総務部統計課 勤労・教育グループ
06-6210-9200

2013年7月号

(毎月1回発行)



大阪府

大阪府総務部統計課

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎19階 / 電話 06(6210)9196

統計課ホームページ <http://www.pref.osaka.lg.jp/toukei/>

再生紙を使用しています。